

農業経営基盤の強化の促進に 関する基本的な構想



令和7年3月
飯 島 町

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 目次

まえがき	2
1 基本的な構想の位置づけ	2
第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	3
1 今後の農業の基本的な方向	3
2 効率的かつ安定的な農業経営についての目標及び育成・確保	4
3 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標及び確保	7
4 部門別誘導方向及び地域農業のあり方	8
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	11
1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等	11
2 農業経営の指標	11
第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	16
1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等	16
2 農業経営の指標（新規就農）	16
第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制整備その他支援の実施に関する事項	18
1 農業を担う者の確保及び育成	18
第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	18
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	18
2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項	18
第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	20
1 農業経営基盤強化促進事業の推進方針	20
第6 その他	22

飯島町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

まえがき

1 基本的な構想の位置づけ

飯島町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「町基本構想」という。）は、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号、以下「法」という。）に基づき町が策定するもので、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向、効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標等について定めるものです。

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 今後の農業の基本的な方向

飯島町の農業は、昭和 61 年に飯島町営農センターを設立し、専業農家も兼業農家もそれぞれの向きに合った形の農業と、町ぐるみ・地域ぐるみによる地域複合営農の展開により、活力ある飯島町農業の振興と農村づくりを進めました。この取り組みは、農業者及び関係機関・団体で組織した飯島町営農センターと、農家全戸が参加する地区営農組合の機能の連携で、米を基盤に 花とキノコと果物の里づくりをキャッチフレーズとした農業の振興、農地利用の団地化や農地の流動化による有効活用、機械の共同化による生産コストの削減、農地所有適格法人の育成等を進め成果を上げてきました。

しかし、近年は農薬・肥料等の農業資材の価格高騰、異常気象や病虫害の発生による農作物の品質低下、さらには従前からの輸入問題等による競争の激化や市場価格の低迷により農業生産額が伸び悩んでいます。さらに、基幹的農業従事者の高齢化と減少、農業情勢の変化による後継者・新規就農者などの担い手不足と相まって、農地の遊休・荒廃化も懸念されています。また、こうした農業の衰退傾向と平行して農業の持続的な発展及び農業の基盤である農村機能の維持が課題となっています。

飯島町は、今後とも営農センターと地区営農組合の体制による全戸参加の地域複合営農を基本に、次代に求められる体制と機能を強化し、新たな農業・農村づくりを「創意工夫による多様な農業の展開」と、町の全農地をフィールドとした「1,000 ヘクタール自然共生農場づくり」を基本テーマとし、地域の合意に基づき作成される「地域計画^{注1)}」等により明確化された中核的経営体^{注2)}（中心経営体）と兼業・高齢農家などが相互の営農を補完し合い、持続的な農業生産を可能とする仕組みづくりを通じて、農地利用の効率化・高度化による力強い農業構造を構築します。

また、食と農の安全と安心の確保、自然・生態系を生かし活用した農業の推進、付加価値の高まる農業ビジネスの展開等、力強く持続発展する飯島町農業・農村づくりを地域ぐるみで進めます。

注1) 地域計画：従来の「人・農地プラン」を法定化し、地域における話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する計画

注2) 中核的経営体：第3期長野県食と農業農村振興計画において、農地の集積対象（受け手）として位置付けた認定農業者^{注3)}、基本構想水準到達者、認定新規就農者^{注4)}、集落営農組織の総称

注3) 認定農業者：農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者

注4) 認定新規就農者：農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた者

ア 飯島町が目指す地域複合営農

飯島町営農センターの機能充実による組織営農の体制整備を図り、地区営農組合による土地利用・労働力・施設機械利用・作付調整等のマネジメントの強化を進め、地域の中核となる経営体を育成します。また、専業農家・兼業農家・女性や高齢者それぞれが農業を続けられる体制づくりを進め、多様な担い手を育成することにより地域ぐるみで農業と農村の活性化を図ります。

これにより、多くの農業者が農業に携わり地域との関わりを持ち、都市交流・複合アグリビジネスの創設等新たなチャンネルの推進も図り、地域住民や他産業とも調和のとれた農村機能の維持発展に努めます。

イ 地域複合営農の地域

地域とは、数集落が集まった区（昔の村）であって、200戸から450戸の農家からなる地区営農組合の活動区域をいいます。

- (ア) 出入り作が少なく農地の利用調整がしやすい
- (イ) 農地の利用調整による集積が効率的で担い手育成が進めやすい
- (ウ) 機械施設の共同利用効率によるコストダウンが進めやすい
- (エ) 地区農業者の合意形成が図られやすい

ウ 地域複合営農の複合

- (ア) 専兼の複合…地区営農組合のマネジメントにより専業農家・兼業農家がそれぞれの向きにあった農業経営を継続できる体制づくり
- (イ) 個と組織の複合…個別農家と営農組織の連携
- (ウ) 土地の複合…集団的土地利用の推進
- (エ) 機械施設の複合…機械施設の共同利用効率によるコスト低減
- (オ) 世代間の複合…女性や高齢者にあった農業の振興
- (カ) 地域社会との複合…他産業とも調和した農業の振興

エ 地域複合営農の基本目標

- (ア) 営農センター・営農組合の組織を強化し、町ぐるみによる組織営農の推進
- (イ) 効率的な農用地及び機械施設の利用調整による自立経営体の育成と支援
- (ウ) 花とキノコと果物・野菜の里づくりを中心とした地域特産化と経営体の育成
- (エ) 機械によるコスト低減の推進
- (オ) 生きがい農業者の育成と支援施設の共同利用体制強化
- (カ) 地域の自然や立地条件を生かした農業の育成
- (キ) 複合アグリビジネス等新しいチャンネルによる交流と流通の開拓
- (ク) 環境保全型農業の確立
- (ケ) 情報活用による営農の支援

2 効率的かつ安定的な農業経営についての目標及び育成・確保

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業を今後とも飯島町の基幹的産業として振興し、効率的経営体が地域の農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するためには、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、育成すべき効率的経営体の主たる農業従事者それぞれが、労働時間と所得において他産業従事者と均衡する水準を実現し得るものとする必要があります。地域の優良な農業経営の事例を踏まえ、その目標値を以下のとおり定めます。

主たる従事者 1 人当たり
年間所得目標：440 万円
年間労働時間：2,000 時間

一方、特に不利な立地条件のもとで多様な農業経営を展開している中山間地域等にあつては、経営の主体を占める農業生産部門に加えて、地域の特色と資源等を活かした多様な農業関連事業部門の展開を図るなど、農業経営の多角化も含めて所定の農業所得目標の達成を目指すものとします。

将来の飯島町農業を担う意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざすに当たっては、営農センター、地区営農組合（農用地利用改善団体）および上伊那農業協同組合が連携強化し、これを支援

する施策を総合的に実施します。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保

当町にあっては、「地域複合営農」の理念・目標を基本に、地域における農業の新たな価値と活路を開拓していくため、新時代の複合営農の姿を模索し、営農センターの機能の充実と地区営農組合の体制強化による持続的な組織農業を進めるため、農業の中心を担う効率的経営体（認定農業者）の育成と、集落及び地区営農組合と地区担い手法人の連携強化を進めます。

また、女性の農業参画やグループによる農産加工・直売等の取組みを促進するとともに、定年帰農者・高齢者等の参画・活動を促進します。

中核的経営体の支援は、農用地の利用調整と担い手への利用集積の推進、新技術・振興作物への取組み、新技術等試験展示圃の設置、農業支援情報システムを活用した情報・資料等の提供、事務行為の受託など、営農センターと地区営農組合が主体的に行います。

形態別には、次の経営体（担い手）を基本に、地域の実状と農業者の意向に即した方向を選択し推進します。

また、地主も畦畔の維持管理や補助労働を分担する『共益制度』の合意づくりに努め、農地の所有者も一体となった地域農業の未来を託す経営体育成の条件づくりを進めます。

① 認定農業者（個別経営体）

意欲と能力のあるプロの農業者として計画的に自己の経営を改善・拡大するとともに、地域農業をリードします。経営の合理化・法人化、農地の利用集積、高収益作物の導入、高品質な農産物の生産などに取組むとともに、地域農業の持続とレベルアップのため、新規就農者・担い手の育成と地区営農組合・兼業農家等多様な担い手と連携した活動を行います。

② 地区担い手法人（地域経営体）

地区営農組合と連携して活動し、地区農業の主体となって営農・農業経営を行う担い手です。地区の土地利用型農業を主体に、水稻作の機械作業の受託、農地の利用集積と水田農業経営、園芸作物等収益性の高い農業経営、高品質な農産物の生産、農産物加工・販売等の事業化等幅広い農業へ取組みます。また、地域農業をリードするプロの農業者として、計画的に自己の経営を改善・拡大します。

③ 兼業的農家、女性農業者、農産加工グループ、定年帰農者、高齢者等

地域複合営農体制で進める町農業の中で、地区営農組合へ参加すると共に、各自それぞれの向きに合った農業へ取り組みます。また、振興作物、軽量・省力作物等の農業を、消費者ニーズに応えながらプロ農業者と連携して取り組み、地産地消の推進、農産物の加工・販売グループ活動、地域食材の活用の推進、食育の推進等まちおこし活動等へ取り組みます。

ア 認定農業経営体制度等の位置づけと普及方針

農業経営基盤強化促進法第 12 条に基づく経営改善計画認定制度や、同法第 23 条に基づく特定農業法人制度等を活用して、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者等に対し、農用地の利用集積が経営管理の合理化その他経営基盤の強化に結びつくように促進し、効率的かつ安定的な経営体の育成を図ります。

具体的な農用地の利用集積の手法としては、認定農業者及び認定新規就農者の育成と一体化して、飯島町営農センター、地区営農組合（農地利用改善団体）、上伊那農業協同組合、農地中間管理機構（（公財）長野県農業開発公社）との連携により『経営体育成・農用地利用調整システム』を活用し、農用地利用集積を推進します。特に、水田を中心

とした土地利用型農業活性化対策大綱に基づく水田農業振興計画策定等により、土地利用型農業の活性化をめざし水田における麦・大豆・そば等の本格的生産による安定した土地利用型経営体の育成と経営の確立を図ります。

なお、認定農業者のうち、農業経営改善計画の期間を満了する者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導を行います。

イ 農業経営体認定及び育成の手順

- (ア) 地区営農組合は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者及び新規就農者等の掘り起こしを行い、計画内容を審査のうえ意見を添えて町長に提出する。
- (イ) 町長は、認定基準に基づいて審査・認定し、地区営農組合を通じて農家に通知する。
- (ウ) 地区営農組合は、認定経営体を登録する。
- (エ) 地区営農組合は、農地の出し手意向を調査し、『経営体育成・農用地利用調整システム』により、認定経営体に優先的に農用地を集積する。
- (オ) 効率的かつ安定的な経営体の育成を進めるため、農用地を優先的に利用権設定すると共に、経営農地の面的集積等経営条件の整備を支援する。
- (カ) 農地の貸し手の理解を得て『共益制度』の活用を推進し、地主が畦畔の草刈等を分担する活動を進める等、意欲ある担い手の確保・育成を支援する。

ウ 経営体育成・農用地利用調整システムの活用

飯島町農業を変革していくため、「農地の所有と経営の分離」に対する地域合意形成の継続と、合意に基づく農地利用形態の確立を引き続き推進します。農用地の利用調整に当たっては、地区営農組合と営農センターの一体的な連携による『経営体育成・農用地利用調整システム』を活用し、地域農業者等に対して十分な理解と合意を基本に、次の事項の実現を図ります。

- (ア) 認定経営体に利用権を集積し、経営体を育成する。
 - 農地を貸し出す場合の地主の合意事項
 - * 農地の貸付先は農地中間管理機構とする
 - * 農地中間管理機構に預け入れた農地を経営体に貸し付けるにあたっては、地域計画を踏まえ地区営農組合の利用調整に従う
 - * 共益制度に参加すること
 - 農地を借り受けるに当たっての経営体の義務
 - * 飯島町営農センターが定める流動化農地管理基準に基づき善良な管理を行う
 - * 地区営農組合の利用調整に従う
- (イ) 農用地利用調整により、集団的土地利用等生産性の高い利用を進める。
- (ウ) 経営体の農用地の面的集積を進める。
- (エ) 既に農地中間管理機構に利用権が設定されている農地についても、次により合意形成を進め、地区営農組合の土地利用計画に従って、農地利用の集団化を促進すると共に、認定経営体への利用権集積を積極的に進める。
- (オ) 地区営農組合は経営体の育成を積極的に進め、農地の地主が安心して任せられる体制整備に努める。

エ 共益制度の活用

地主は貸付け農地の畦畔管理等を分担することにより一定の所得を確保すると共に、自己の資産（農地）を保全して後世に継承する役割を担います。一方、この制度に積極的に参加

することにより地域農業の最重要課題となっている安定的経営体を育成すると共に、地域環境の維持・保全も図ります。

(ア) 共益制度は、原則として農地の貸借と一体的に実施する。

(イ) 共益制度の円滑な活用を図るため、共益仕様を遵守する。

オ 認定経営体への経営支援・指導体制整備の方向

営農センター・地区営農組合の連携により農業経営改善計画の認定を受けた農業者若しくは組織経営体又は今後認定を受けようとする農業者・生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の積極的な支援を行います。

さらに、農業経営者会議（農業経営改善計画の認定を受けた農業者で組織する団体）の強化と活性化を図ることにより、地域農業者の中核としての役割を果たすよう援助します。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成指導等を重点的に行います。

また、営農センターの組織強化については、継続的に検討を進めます。

カ 情報活用による農業者への支援

農業経営における各種情報活用を積極的に進め、地域複合営農支援や気象・市況・新技術・経営管理等を支援します。具体的な媒体や取り組みとしては、町広報誌やCATV行政チャンネルを通じた営農センターだよりをはじめ、町公式LINEや町気象・防災ステーション等を通じた情報提供、農業経営簿記などの各種講座のほか、つなぐ農業プロジェクトや町農業振興総合対策事業を通じて、農業DX及びスマート農業を推進します。

併せて、都市農村交流についても情報化を含め、関係人口創出に向け推進します。併せて、都市農村交流についても情報化を含め、関係人口創出に向け推進します。

3 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標及び確保

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標

青年等が新たに就農した場合は、経営開始時の経営リスクが大きく、特に親から独立して経営を開始する者及び非農家からの新規参入者にとっては、経済的な負担が非常に大きいと考えられます。

このため、青年等の就農時における農業経営の目標は、前記「効率的かつ安定的な農業経営の目標」で示した農業経営の目標と、生産技術及び経営管理能力に見合った経営規模等を勘案し、以下のとおり定めます。

主たる従事者1人当たり
年間所得目標：250万円
年間労働時間：2,000時間

(2) 新規就農者数の確保目標

今後も継続して中核的経営体を安定的に確保・育成するため、年間2人（49歳未満）の確保を目標として、農業後継者の経営継承や新規参入者の就農を促進します。

また、円滑な就農に向け、関係機関が連携して就農後の早期の経営安定と経営力向上を支援する

取組みを進めます。

4 部門別誘導方向及び地域農業のあり方

(1) 部門別誘導方向

農業構造の再編を進めるに当たっては、以下の部門別の対応とともに、稲わらや堆厩肥の流通、機械・施設の共同利用、補助労働力の調整等、部門間の合理的な補完関係の構築により「地域複合営農」の理念・目標を基本にした地域農業の複合化を促進します。

① 普通作物

米・麦・大豆等土地利用型作物については、地域の実情に応じて利用権設定及び農作業受委託の推進等により担い手への集積を促進するとともに、米と麦・大豆・そばの複合経営の育成と産地の形成を促進します。特に、水稻については、地帯別栽培を徹底すると共に、機械施設の共同利用の推進による生産コストの低減化を進めるとともに、消費者の求めに応じた栽培及び「自然共生栽培」を推進して「米の里づくり」を進めます。

また、効率的経営体と地域の多様な農家による道水路・畦畔管理等補助的作業の合理的分担体制の整備を進めます。

② 園芸作物

野菜・果樹・花卉等の園芸作物については、気温の日較差10度以上という恵まれた立地条件を生かすと共に、品種や栽培技術の改善・普及と「自然共生栽培」を推進して「花とキノコと果物・野菜の里」づくりによる産地化を進めます。

具体的には、地域の栽培環境を最大限に活用し、作付けの団地化と施設化及び省力・機械化、新品目・新品種の導入、委託育苗、雇用労働力の調整等を総合的に推進し、規模拡大と産地の体質強化を促進し、消費者から求められる地域特産づくりを進めます。

③ 施設型農業

施設園芸・きのこ等の施設型農業については、高収益作目の導入、自動制御等効率的管理システムの導入、合理的集出荷流通体系の確立、土地利用型部門の作業や経営の委託、品目の適切な組合せ、資金と経営管理の合理化等を推進し、一層のコスト低減と生産性の向上、経営の安定化を図ります。

④ 特用作物

中山間地域等の振興作目とし、加工等による付加価値の向上と地域特産物としての販売対策等を推進します。

⑤ 大家畜

畜産については、先進技術と高能力家畜の導入、畜産物の高付加価値化、経営管理の合理化等と併せて、自給飼料の増産と国産稲わらの利用促進、ヘルパー制度の充実及び家畜排せつ物の適正な管理と利用促進等を進め、畜産農家と耕種農家と連携した、ゆとりある安定した経営の確立を図ります。

(2) 地域農業のあり方

「地域複合営農」の理念・目標を基本に、飯島町営農センター（活性化推進機構・農業経営改善支援センター・営農支援センター）が中心となり、企画・立案・評価機能を発揮し、地区営農組合

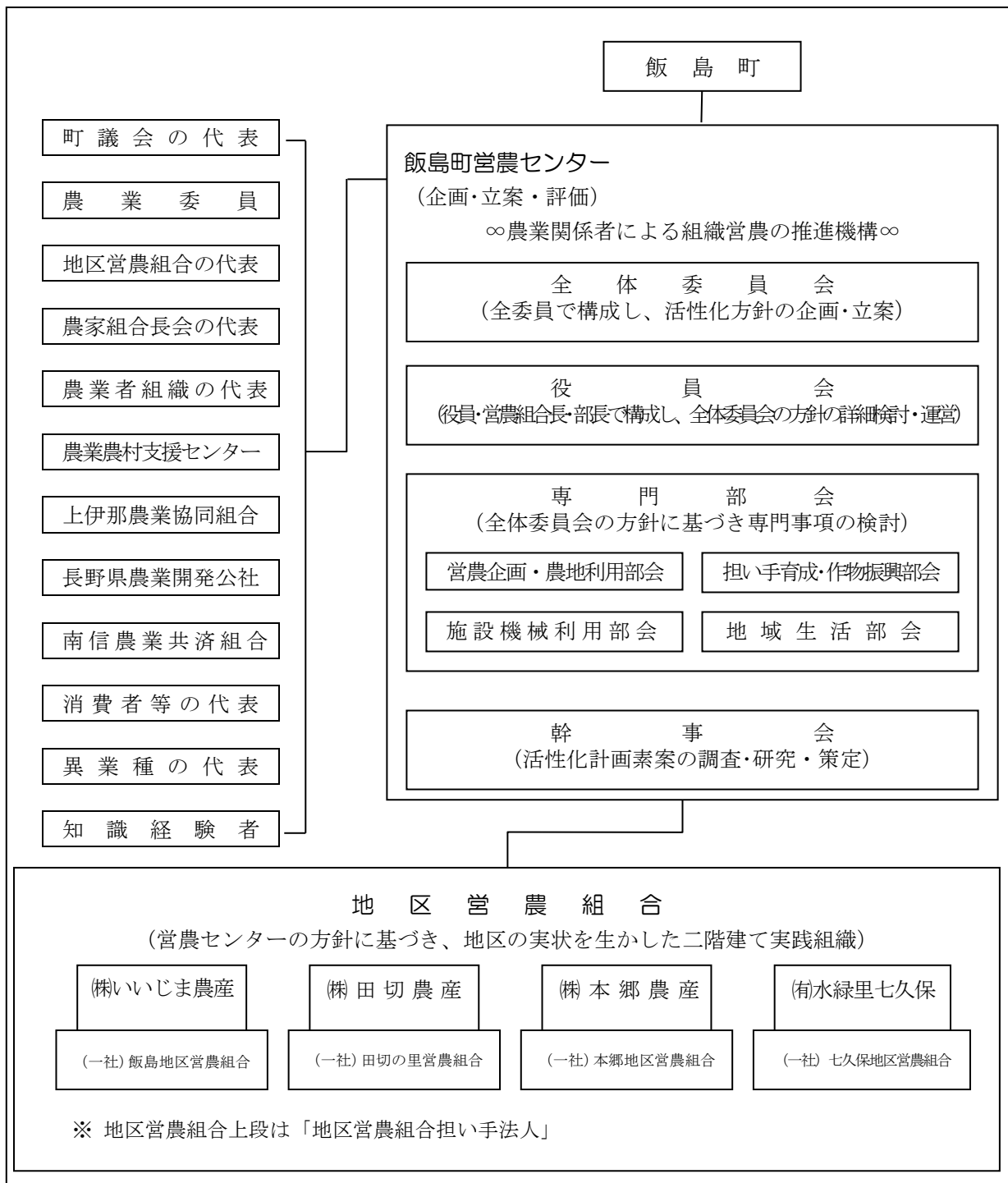
（農地利用改善団体）の地域農業マネジメント機能に実践機能を組み合わせた組織農業を展開します。

21 世紀の農業における望ましい農業構造の確立に向け、地域農業の新たな価値と活路を開拓する新時代の地域複合営農システムを再構築して、持続的に振興発展する農業・農村づくりを推進します。

このため、農業に携わる幅広い担い手の育成・確保の推進、地域の合意に基づいた営農組織の育成・法人化、女性や高齢者の参画・活動の促進等、地域営農体制の強化と活性化を図ります。また、担い手に対する農用地の利用集積と有効利用を推進し、耕作放棄地等の発生防止・解消に取り組むとともに、環境にやさしい安全・安心の農業・農産物づくりの推進と、自然・生態系を保全・活用した循環・共生農業への取組みを「1,000 ㌦自然共生農場づくり」をテーマに推進します。

更に、地域農産物の特産化・ブランド化の推進及び加工・流通等の新たな開発を進めるとともに、都市と農村の交流連携の取組みを、農業・農村体験の提供・グリーン・ツーリズムや情報発信等の強化を通じて拡大し、農産物等需要の促進、販売の強化を図ります。また、地域住民の参加・協力による農村の機能・環境の保全及び管理体制の整備等、新たなコミュニティづくりを推進します。

飯島町営農センター機構図



第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの效率的かつ安定的な農業経営の指標

1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等

(1) 生産方式

本指標の実現に必要な生産方式については、それぞれの営農類型の基幹作目別に整理した主要技術事項の改善を進めます。

(2) 経営管理の方法

経営管理の方法としては、経営者の経営管理能力の向上と併せて、簿記記帳の普及と青色申告の導入等による総合的な経営管理体制の確立を図るほか、熟度の高い経営については法人化を推進します。また、制度資金の活用、資本装備の適正化、共同利用の推進等により自己資本比率の向上を図るほか、経営安定対策の活用等により経営の安全性と安定性の向上を図ります。

(3) 農業従事の態様等

農業従事の態様等については、経営規模の適正化、品種の組合せや作型の分散による合理的な労働配分、作物間の労働力調整と補助労働力の確保等により他産業並みの労働時間の実現を目指します。

また、安全で快適な労働環境の整備を進めるほか、ヘルパー制度の活用、法人化の推進、休日制・給料制の導入、年金・保険制度の活用及び福利厚生の実施等の就業条件の整備を図ります。

2 農業経営の指標

(1) 標準経営指標

(単位：ha・a、人、千円)

NO	営農類型	面積 規模	品目構成	労働力		年間所得	備考
				常時	臨時		
1	水稲+そば+ネギ①	9.0ha	水稲 4.5ha、そば 4.5ha	2.0		2,450	
2	水稲+そば+ネギ②	16.2ha	水稲 8.0ha、そば 8.0ha、白ネギ 20a	2.0		4,910	
3	水稲+そば+ネギ③	32.5ha	水稲 16.0ha、そば 16.0ha、白ネギ 50a	2.0	3.0	10,100	
4	水稲+大豆+ネギ①	8.0ha	水稲 4.0ha、大豆 4.0ha	2.0		2,620	
5	水稲+大豆+ネギ②	14.2ha	水稲 7.0ha、大豆 7.0ha、白ネギ 20a	2.0		5,140	
6	水稲+大豆+ネギ③	28.5ha	水稲 14.0ha、大豆 14.0ha、白ネギ 50a	2.0	3.0	10,560	
7	水稲+そば+作業受託	100.0ha	水稲 50.0ha、そば 30.0ha、作業受託 20.0ha	5.0		24,750	法人経営
8	水稲+大豆+作業受託	100.0ha	水稲 50.0ha、大豆 30.0ha、作業受託 20.0ha	5.0		24,650	法人経営
9	水稲(主食米)+水稲(加工米)+作業受託	100.0ha	水稲(主食米) 50.0ha、水稲(加工米) 30.0ha、作業受託	5.0		31,760	法人経営

			20.0ha				
10	りんご専作①	70a	ふじ 30a、つがる(新矮化) 10a、秋映(新矮化) 10a、シナノスイート(新矮化) 10a、シナノゴールド(新矮化) 10a	2.0		2,460	
11	りんご専作②	1.3ha	ふじ 30a、ふじ(高密度植) 60a、つがる(新矮化) 10a、秋映(新矮化) 10a、シナノスイート(新矮化) 10a、シナノゴールド(新矮化) 10a	2.0	1.0	5,290	
12	りんご専作③	2.4ha	ふじ 30a、ふじ(高密度植) 60a、つがる(新矮化) 30a、秋映(新矮化) 40a、シナノスイート(新矮化) 40a、シナノゴールド(新矮化) 40a	2.0	2.0	9,680	
13	ぶどう専作1①	20a	シャインマスカット 20a	2.0		2,590	
14	ぶどう専作1②	50a	シャインマスカット 30a、巨峰 10a、ナガノパープル 10a	2.0		4,940	
15	ぶどう専作1③	1.4ha	シャインマスカット 50a、巨峰 40a、ナガノパープル 30a、ピオーネ 20a	2.0		1,059	
16	ぶどう専作2①	70a	シャインマスカット 10a、ナガノパープル 10a、醸造用ブドウ 50a	2.0		2,450	
17	ぶどう専作2②	1.25ha	シャインマスカット 15a、ナガノパープル 10a、醸造用ブドウ 1.0ha	2.0		3,420	
18	ぶどう専作2③	2.3ha	シャインマスカット 20a、巨峰 10a、醸造用ブドウ 2.0ha	2.0	2.0	4,700	
19	ブルーベリー複合①	1.4ha	ブルーベリー 60a、川中島白桃 50a、水稻 30a	2.0		4,850	
20	ブルーベリー複合②	1.9ha	ブルーベリー 60a、川中島白桃 50a、ふじ(新矮化) 50a、水稻 30a	2.0	2.0	10,000	
21	もも+りんご①	50a	川中島白桃 20a、あかつき 10a、ふじ(新矮化) 10a、シナノスイート(新矮化) 10a	2.0		2,430	
22	もも+りんご②	1.0ha	川中島白桃 30a、あかつき 20a、ふじ(新矮化) 30a、シナノスイート(新矮化) 10a、シナノゴールド(新矮化) 10a	2.0		5,040	
23	もも+りんご③	1.95ha	川中島白桃 50a、あかつき 40a、ふじ(新矮化) 65a、シナノスイート(新矮化) 20a、シ	2.0	2.0	9,970	

			ナノゴールド(新矮化)20a				
24	干し柿複合①	1.4ha	干し柿 20a、あかつき 10a、 ふじ(新矮化)10a、水稻 1.0ha	2.0		2,530	
25	干し柿複合②	2.8ha	干し柿 40a、あかつき 20a、 ふじ(新矮化)10a、シナノス イート(新矮化)10a、水稻 2.0ha	2.0	1.0	5,060	
26	干し柿複合③	5.8ha	干し柿 80a、あかつき 30a、 ふじ(新矮化)50a、シナノス イート(新矮化)20a、水稻 4.0ha	2.0	2.0	10,010	
27	干し柿+栗+水稻①	60a	干し柿 20a、栗 20a、川中島 白桃10a、ふじ(新矮化)10a	2.0		2,570	
28	干し柿+栗+水稻②	1.25ha	干し柿 50a、栗 50a、川中島 白桃15a、ふじ(新矮化)10a	2.0		4,920	
29	干し柿+栗+水稻③	2.45ha	干し柿80a、栗1.0ha、川中島 白桃35a、ふじ(新矮化)30a	2.0	2.0	9,710	
30	きゅうり①	20a	きゅうり(半促成)10a、きゅうり (夏秋露地)10a	2.0		2,460	
31	きゅうり②	40a	きゅうり(半促成)20a、きゅうり (夏秋露地)20a、水稻10a	2.0		4,950	
32	きゅうり③	1.1ha	きゅうり(半促成)40a、きゅうり (夏秋露地)40a、水稻30a	2.0	1.0	9,930	
33	トマト①	30a	トマト(雨よけ)30a	2.0		2,850	
34	トマト②	45a	トマト(雨よけ)30a、きゅうり (夏秋露地)15a	2.0		5,270	
35	トマト③	75a	トマト(雨よけ)45a、きゅうり (夏秋露地)30a	2.0	1.0	10,060	
36	白ネギ①	50a	白ネギ 30a、ピーマン 20a	2.0		2,450	
37	白ネギ②	1.05ha	白ネギ 60a、ピーマン 25a、 カリフラワー20a	2.0		3,960	
38	白ネギ③	1.45ha	白ネギ 80a、ピーマン 45a、 カリフラワー20a	2.0	1.0	6,040	
39	アスパラガス①	25a	アスパラガス 25a	2.0		2,310	
40	アスパラガス②	1.0ha	アスパラガス 50a、水稻 50a	2.0		4,770	
41	アスパラガス③	1.4ha	アスパラガス 90a、水稻 50a	2.0	1.0	8,470	
42	シンビジウム①	70a	シンビジウム 70a	2.0		2,480	
43	シンビジウム②	1.4ha	シンビジウム 1.4ha	2.0		4,960	
44	シンビジウム③	2.8ha	シンビジウム 2.8ha	2.0	1.0	9,920	
45	新鉄砲ユリ①	30a	新鉄砲ユリ 30a	2.0		2,410	
46	新鉄砲ユリ②	65a	新鉄砲ユリ 65a	2.0	2.0	5,220	
47	新鉄砲ユリ③	1.3ha	新鉄砲ユリ 1.3ha	2.0	3.0	10,440	
48	バラ①	25a	バラ 25a	2.0		2,620	

49	バラ②	50a	バラ 50a	2.0	1.0	5,240	
50	バラ③	1.0ha	バラ 1.0ha	2.0	2.0	10,480	
51	アルストロメリア①	30a	アルストロメリア 30a	2.0		2,610	
52	アルストロメリア②	60a	アルストロメリア 60a	2.0		5,220	
53	アルストロメリア③	1.2ha	アルストロメリア 1.2ha	2.0		10,440	
54	カーネーション①	20a	カーネーション 20a	2.0		2,490	
55	カーネーション②	40a	カーネーション 40a	2.0		4,980	
56	カーネーション③	80a	カーネーション 80a	2.0		9,960	
57	黒毛和牛一貫①	34 頭	肥育牛 18 頭、繁殖雌牛 10 頭、(年間出荷)6 頭	2.0		2,780	
58	黒毛和牛一貫②	62 頭	肥育牛 33 頭、繁殖雌牛 18 頭、(年間出荷)11 頭	2.0		5,090	
59	黒毛和牛一貫③	123 頭	肥育牛 66 頭、繁殖雌牛 35 頭、(年間出荷)22 頭	2.0	1.0	1,018	

注) 近年の生産費増大も踏まえ、柔軟な運用を図ること(以下の指標も同様)

(2) 兼業・生きがい農業者経営指標

(単位: a・人・千円)

NO	営農類計	面積 規模	品目構成	労働力		年間所得		備考
				基幹	補助	1人	経営体	
60	水稻+ピーマン	80	水稻 70 ピーマン 10	2.0	0	740	1,480	
61	水稻+ネギ	80	水稻 70 ネギ 10	2.0	0	610	1,220	
62	水稻+スイカ	80	水稻 70 スイカ 10	2.0	0	600	1,200	
63	水稻+アスパラガス	80	水稻 70 アスパラガス 10	2.0	0	650	1,300	
64	水稻+栗	90	水稻 70 栗 15	2.0	0	570	1,140	

(3) 農業関連事業の展開方向

(単位: 千円)

NO	区 分	内 容	年間所得	備 考
65	観光果樹園経営	観光果樹園 直売施設1棟	2,000 程度	オーナー制度
66	農産物加工経営	味噌、漬物等 加工施設1棟	2,000 程度	施設共同利用
67	農産物直売経営	農産物、加工品等 直売施設1棟	2,000 程度	施設直売・産直
68	ふれあい牧場経営	トレッキング 乗馬コース等	2,000 程度	都市交流
69	農家民宿	農作業体験、農村でのくらしの提供	2,000 程度	都市交流
70	農家レストラン	地元の農産物を提供	2,000 程度	

(4) 生産方式及び経営改善のポイント

区分	方針
米	・需給動向や消費者・実需者ニーズに沿って「コシヒカリ」を基軸としながら、飯島町環境共生栽培農産物認証米「越百黄金」の生産を拡大 ・適正施肥の励行、胴割米・斑点米等の発生防止対策の徹底などによる良質米生産の推進 ・ICTの活用や省力化技術の導入、生産資材の見直しなどにより、徹底したコスト削減を推進

麦・大豆・そば	・機能性や加工適正等に優れる県オリジナル品種の生産を拡大 ・適期作業の徹底や排水対策など基本技術の励行による安定生産と品質の向上
りんご	・省力で収益性の高い高密植栽培・新しい化栽培への加速的な転換 ・実需者評価の高い品種の導入及び長期リレー出荷体制を強化 ・気象変動に対応するかん水施設や多目的ネット等の普及
なし	・県オリジナル品種等への転換 ・液体ジョイント栽培等省力化が図られる栽培技術の普及 ・優良園地の集積による生産性の向上
ぶどう	・実需者評価の高い県オリジナル品種等の生産を拡大 ・省力化、規模拡大に向けた並行整枝短梢せん定栽培の加速的な導入 ・高糖度等高い品質の安定化と高位平準化を推進 ・気候変動に対する雨除け・かん水施設を普及
アスパラガス	・夏期管理のアウトソーシング等による適切な管理を推進 ・施設化による病害対応と多収穫を推進 ・一年養成苗等の活用による短期成園化を推進 ・新規栽培者の確保・育成
きゅうり	・養液土耕栽培、環境制御技術の導入による高単収・省力化・高品質栽培を推進 ・夏秋型作型の生産安定による単収の向上 ・新規栽培者の確保・育成
カーネーション	・夜間冷房、循環扇等の活用による高収量化、高品質化を推進 ・仕立て法の見直し等による秋期生産量の増加 ・実需者の用途に合わせた品種選定及び作型設定
トルコギキョウ	・高い需要が期待できる秋期の生産量の増加（9月下旬～11月） ・用途に応じた品種選定及び栽培技術の確立 ・連作障害に対応する土壌病害対策と土づくりの推進
アルストロメリア	・低温期における二酸化炭素施用による高収量化、高品質化の推進 ・新品種の導入に対応した栽培管理技術の確立 ・夏期出荷の需要に応じた品種選定と茎葉管理技術
シクラメン	・小鉢化に対応した肥培管理等生産技術の確立 ・新品種の積極的な導入 ・品目の組み合わせによる施設の効率利用
きのこ類	・きのこ経営体の経営管理力の強化 ・LED照明や高生産性培地の導入等による生産コストの一層の削減 ・異物混入の防止対策の徹底
肉用牛	・ICTを活用した繁殖管理システム導入による飼養管理改善による生産性の向上 ・DNA情報の活用によるスペシャル繁殖牛の増産 ・新基準を導入した新たな生産農場の認定拡大による信州プレミアム牛肉の増産

注1) 2 (3) (4) の一部について、長野県農業経営指標（令和4年版）を参考とした。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等

(1) 生産方式

本指標の実現に必要な生産方式については、これまでの新規就農者の状況等の実態を勘案し、それぞれの営農類型の基幹作目別に整理した主要技術事項に基づいて進めます。

(2) 経営管理の方法

経営管理の方法としては、経営管理能力の向上と併せて、簿記記帳の普及と青色申告の導入等による総合的な経営管理体制の確立を図ります。また、栽培技術の向上等による生産性の向上を始め、企業的な経営感覚の習得や経営手法の導入等による経営安定を促進し、青年等の育成を推進します。

(3) 農業従事の態様等

農業従事の態様等については、経営規模の適正化、品種の組合せや作型の分散による合理的な労働配分、作物間の労働力調整と補助労働力の確保等により他産業並みの労働時間年間総労働時間（1,900～2,100 時間）の実現を目指します。

また、農業法人等に就業しようとする青年等の場合、法人等就業5年後に、その農業法人等の業務の一定の役割を担い、就業時の農業従事日数は、年間 150 日以上とします。

2 農業経営の指標（新規就農）

（単位：a、人、千円）

N 0	営農類型	面積 規模	品目構成	労働力		年間所得		備考
				基幹	補助	1 人	経営 体	
1	野菜(ミニトマト+ズッキーニ)+水稻	360a	ミニトマト 30a、ズッキーニ 10a、水稻 320a	1.0	1.0	2,500	3,600	水稻は、基幹作業の外 部委託を活用し、過剰な施設機械 を取得しない
2	野菜(アスパラガス+ジューズ用トマト)+水稻	380a	アスパラガス 40a、ジューズ用トマト 40a、水稻 300a	1.0	1.0	2,500	3,400	
3	果樹(干し柿)+水稻	300a	干し柿 40a、水稻 260a	1.0	1.0	2,500	3,100	
4	りんご専作	100a	シナノリップ [®] 30a、シナノスイート 20a、ふじ 50a	1.0	1.0	2,600	2,900	新わい化
5	ぶどう専作	60a	無核巨峰 20a、ナガノハープフル 10a、シャインマスカット 30a	1.0	1.0	2,500	3,000	
6	果樹複合(りんご+ぶどう)	60a	シナノスイート 10a、ふじ 30a、無核巨峰 10a、ナガノハープフル 5a、シャインマスカット 5a	1.0	1.0	2,500	2,900	りんごは新わい化
7	果樹複合(りんご+もも)	100a	シナノスイート 20a、ふじ 40a、あかつき 10a、川中島白桃 10a	1.0	1.0	2,500	3,000	りんごは新わい化
8	果樹・野菜複合(干し柿+アスパラガス)	60a	干し柿 40a、アスパラガス(半促成)20a	1.0	1.0	2,500	3,200	

9	夏秋いちご専作	20a	夏秋イチゴ(高設) 20a	1.0	1.0	2,600	3,300	
10	すいか専作	160a	スイカ 160a	1.0	1.0	2,600	3,500	
11	野菜複合(トマト+きゅうり)	30a	トマト(雨よけ)20a、キュウリ(夏秋)10a	1.0	1.0	2,500	3,500	
12	野菜複合(葉野菜)	300a	レタス 180a、はくさい 20a、キャベツ 100a	1.0	1.0	2,500	3,400	
13	野菜複合(ブロッコリー+リーフレタス+ほうれんそう)	190a	ブロッコリー(初夏まき)50a、リーフレタス 70a、ホウレンソウ(雨よけ)70a	1.0	1.0	2,500	3,300	ホウレンソウは20aを3.5回転
14	花き(きく施設+露地)	55a	施設(7・8月出荷 15a、9・10月出荷 15a)、露地(9月出荷 25a)	1.0	1.0	2,500	3,700	
15	花き(トルコギキョウ+ストック)	35a	トルコギキョウ(普通)20a、ストック 15a	1.0	1.5	2,500	3,600	
16	繁殖和牛	200a	繁殖和牛 15頭、ソルガム 100a、牧草 100a	1.0	1.0	2,500	3,600	
17	花き(ユリ露地)	35a	露地ユリ 35a	1.0	1.5	2,500	2,800	

新規参入者・親とは別部門を開始する者の誘導方向	新規参入者・親とは別部門を開始する者に対しては下記の事項を誘導することを基本とし、必要により各機関が連携して支援を実施するよう努めます。 1 施設・機械投資の低減 - 新規参入者の場合は、作業スペースや農機具保管場所のある空き農家住宅等を確保する。 - やむを得ず、作業場や農機具庫を新設する場合は、パイプハウス等の活用により初期投資を低減する。 - 施設園芸のハウス等は、遊休ハウスの確保、中古部材の購入、自力施工等により設置費用低減を図る。 - 新規に果樹を志向する場合は、経営撤退者等から成園地が借用できるよう努める。 - 新規に畜産を志向する場合は、経営撤退者からの施設・機械・家畜を含めた譲り受け形式が望ましい。 - 中古農機具、中古車両の積極的な活用により投資額の低減に努める。 - 融資により施設機械等を取得する場合には、堅実な経営計画及び資金繰り計画を樹立し、過剰な借入とならないよう配慮する。 2 経営管理及び生産技術 経営発展の方向性や生産方式は、第1の4の(2)及び第2の3に準ずるが、就農前の研修等で修得した基本技術に基づき、適期適作業の確実な実行により生産量や品質の確保が図れるよう指導する。
-------------------------	---

注1) 本指標は、長野県農業経営指標(令和4年版)を参考とした。

第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成

農業の生産力を将来にわたり維持していくためには、リタイア農家の経営を継承する新規就農者や農地の受け皿となる担い手経営体の育成を推進するとともに、子どもたちが憧れ、将来の職業として選択される魅力ある農業を構築するための施策の充実が必要です。

農業農村支援センター、農業委員会、農業協同組合等と連携し、青年等の円滑な就農の促進及び就農後のきめ細かな支援施策等を行います。

農業を担う人材を安定的に確保するため、新規参入者の誘致の促進や、農業技術、経営資産を円滑に継承できる親元就農者への支援を推進するとともに、独立志向者が円滑に独立就農できるようサポートを展開し、自営農業者の増加を図ります。

また、耕作が困難となった農地の受け皿となり地域農業をけん引する担い手法人の育成をするとともに、多角的な担い手の確保を進めます。

一方、小規模農家や兼業農家に加え、いわゆる農ある暮らしなど、農村地域の重要な支え手がコミュニティを形成しながら、農地を有効利用し農業を継続していけるよう支援を充実するとともに、農業者の裾野拡大を促進します。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標」は、次に掲げるとおりです。なお、目標年次は令和16年とし、集積面積には基幹的農作業（水稻については耕起・代かき・田植え・収穫・その他作目については耕起・播種・収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含みます。

農業地帯区分	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する 農用地の利用の集積に関する目標
飯島町全体	70%

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

飯島町は、農用地の条件に大きな違いがないこと、現実に進められている営農形態にも地域別の差が少ないことなどから、全町統一した方針により振興を図る。計画的・効率的な農用地利用を進めることにより、農業の活性化を支援していくためには米を基幹としながら他の農産物生産の基盤ともなっている水田を中心とした農用地の有効活用が重要な課題となります。

稲作経営では、兼業農家が多く、また、農地の流動化や農作業受委託も進んでいる。従来から取り組みをしている地帯別用途別栽培に基づき、標高別の栽培を進め、「米の里づくり」の一層の推進を図ります。

今後は、個別経営体、組織経営体による土地利用型の複合経営の育成による収益性の高い水田農業経営の確立を図ることとし、地域の実情に応じて麦・大豆・そば等の生産や、園芸作物の作付けを促進するとともに、農地の流動化や農作業受委託の一層の推進により、水田の有効活用と経営の合理化を図ります。また、兼業化の増加にともない営農組合を中心とした組織営農によるコスト低減を促進

します。

園芸作物では、「花とキノコと果物・野菜の里」づくりによる産地化を進めています。農業構造は比較的良好に保たれていますが、近年、果樹では、農業従事者の高齢化等に伴う産地構造の脆弱化が課題となっています。

今後とも、個別経営体の規模拡大と経営の効率化を図るとともに、円滑な経営の継承を促進し、産地の維持・拡大に努めます。また、省力果樹等の新規導入による樹園地の有効活用を図るとともに、稲作等を含めた部門・作目間の補完関係を強め、地域農業の複合化を促進します。

また、中山間農業地帯が一部あり、不利な立地条件と経営規模の零細性、農業者の高齢化等で、耕作放棄地等が増加傾向にありますが、中山間地域農業直接支払事業等の活用により可能な限りの農的土地利用を図って耕作放棄の発生を防止するとともに、営農センター及び地区営農組合の支援体制を強化します。

さらに、都市住民のニーズに対応した、観光農園、市民農園等農業・農村体験等の場としての農地活用と新たな事業・活動を促進します。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

1 農業経営基盤強化促進事業の推進方針

飯島町は、長野県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、飯島町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組みます。

飯島町営農センター及び地区営農組合を中心として関係機関・団体が連携した指導体制と事業推進体制を強化して、地域における自主的な農業構造再編の活動を支援・助長するとともに、農地中間管理事業等農業経営基盤の強化の促進のための措置を総合的に講じます。

実施に当たっては、これらの措置が効率的経営体の育成に効果的に結びつくよう、農業経営改善計画認定制度の一層の普及・推進を図るとともに、農用地の利用集積その他の支援措置を集中的かつ重点的に実施します。

なお、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規程による農業経営改善計画の認定を受けた農業者（以下「認定農業者」という。）のうち、農業経営改善計画の期間を了する者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導を行います。

飯島町は、農業経営基盤強化を促進する措置として、次に掲げる事業を行います。

- ① 農地中間管理事業
- ② 農用地利用改善事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事項

（1）農地中間管理事業

農地中間管理事業については、農地中間管理機構を担い手への農地集積・集約化を進める中核的な機関として位置づけ、農地中間管理事業及び機構集積協力金等関連施策の積極的な活用により、地域及び農業者が十分に利益享受できるよう推進を図ります。円滑な農地の利用調整を行うためには、地域計画の取組が重要であり、話し合いを通じて地域における農地中間管理事業の有効な活用を促進するため、農地に関する機能・情報を有する飯島町、飯島町農業委員会、上伊那農業協同組合等は、連携・協力して推進するものとします。

（2）農用地利用改善事業

農用地利用改善事業については、地域の話し合いにおいて農地の流動化を進めるなどの農用地利用規定を定め推進の方針を示した地区において、本事業の活用により、農地の集積・集約を進めます。

（3）委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

飯島町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図ります。

- ① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進

措置との連携の強化

- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の策定

(4) 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業

飯島町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組みます。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進します。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備します。

なお、利用権設定等促進事業については、法改正により、農地中間管理事業との統合が進められることとなりました。飯島町及び農地中間管理機構は円滑な統合に向けて調整を進めるとともに、飯島町は統合までの間、適切な運用を図るものとします。

(5) その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事項

農地利用集積円滑化事業については、法の改正により、農地中間管理事業との統合が進められており、農地中間管理機構である県農業開発公社や農業関係団体との連携を図るとともに、事業制度の普及・啓発、農地流動化情報の把握・提供等に努め、従来の農地利用集積円滑化事業から農地中間管理事業への円滑な移行と推進を図ります。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成13年3月 日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成18年8月31日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成22年5月24日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和5年9月30日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和7年3月11日から施行する。